

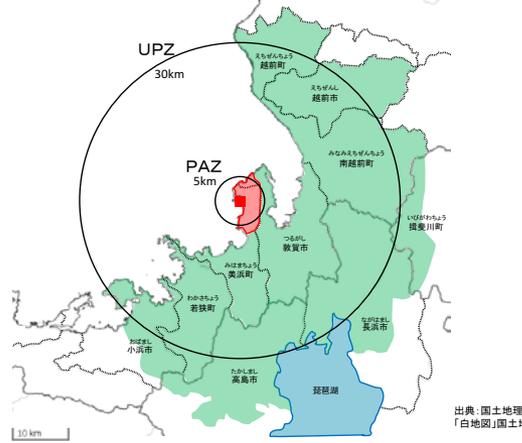
資料2 美浜地域の緊急時対応（概要版） ①原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 美浜地域の原子力災害対策重点区域

美浜地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は278,892人（令和2年4月現在）。

PAZ内の人口は美浜町（福井県）787人、敦賀市（福井県）61人。

UPZ内の人口は福井県、滋賀県及び岐阜県の関係10市町278,044人。



関係府県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5~30km)	合計
	福井県	848人	
滋賀県	-	50,974人	50,974人
岐阜県	-	49人	49人
合計	848人	278,044人	278,892人

【UPZ市町】
福井県 美浜町、敦賀市、若狭町、小浜市、南越前町、越前市、越前町
滋賀県 長浜市、高島市
岐阜県 揖斐川町

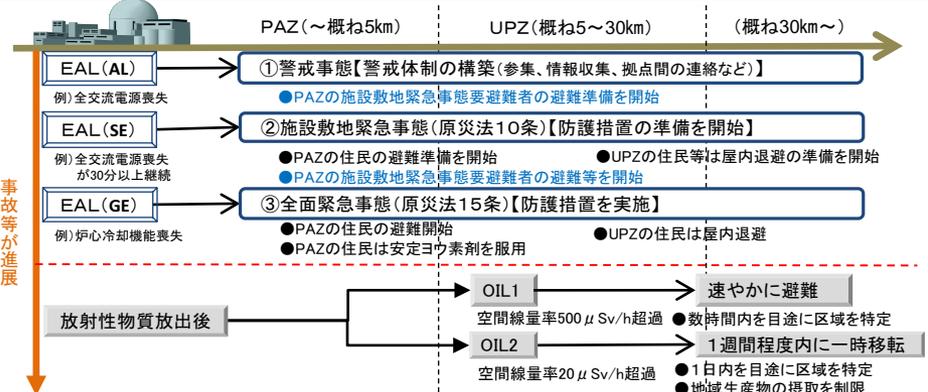
出典：国土地理院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795528/136.051941>）
【白地図】国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.53344/135.689392>）をもとに内閣府（原子力防災）作成

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

(1) EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。
EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。
※PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難の実施により健康リスクが高まるおそれのある者は、遮へい効果の高い建物等に屋内退避する。

(2) 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ及びUPZの関係県における広域避難先

PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、県内外で確保。

県外避難を行う場合、避難元の県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された奈良県、兵庫県、石川県及び大阪府の避難先で受入れを行う。

なお、避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入れができない場合は、同一府県又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

PAZ内市町の広域避難先

PAZ内人口		避難元		避難先(県内)	
美浜町	丹生 272人	美浜町	丹生	福井市	富田公民館
美浜町	竹波 100人	美浜町	竹波	大野市	大野市立富田小学校
美浜町	菅浜 415人	美浜町	菅浜	大野市	大野市立尚徳中学校
敦賀市	白木1丁目 61人	敦賀市	白木1丁目	福井市	福井市立羽生小学校
敦賀市	白木2丁目 0人	敦賀市	白木2丁目	-	-
合計	848人	合計	848人		

避難元		避難先(県外)	
美浜町	丹生	-	-
美浜町	竹波	-	-
美浜町	菅浜	-	-
敦賀市	白木1丁目	奈良県	いなまし生駒市コミュニティセンター
敦賀市	白木2丁目	-	-

※福井市に避難できない場合の避難先。

＜避難方法＞
① 自家用車
② バス等の車両による避難
③ 船舶、ヘリ等による避難

UPZ内市町の広域避難先

福井県4市町 県外避難先
奈良県奈良市他3市
兵庫県丹波市他10市町
石川県小松市他1市

福井県5市町 県内避難先
おおい町他5市町

滋賀県2市 県内避難先
長浜市内他5市

岐阜県揖斐川町 県内避難先
揖斐川町内他1市

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
美浜町 PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で 施設敷地緊急事態要避難者等※1は避難等を開始	在宅の避難行動要支援者 美浜町 72人 敦賀市 (対象者なし) 合計 72人	施設敷地緊急事態要避難者等の避難準備を開始	<避難可能な者:54人> 支援者とともに徒歩、車両で避難(美浜町54人)	一時集合場所 (美浜町内4か所) 対象者 美浜町:72人 敦賀市:0人	福祉避難所 おおい町(美浜町避難先) 「いきいき長寿村」 福井市(敦賀市避難先) 「福井美山荘」	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。
	その他の施設敷地緊急事態要避難者※2	美浜町 76人 敦賀市 14人 合計 90人		<美浜町から避難する者> 一時集合場所 (美浜町内4か所) 対象者 美浜町:76人 敦賀市:14人	美浜町避難先 県内避難先:おおい町立大飯中学校 (大野市富田公民館他2施設)	<敦賀市から避難する者> 一時集合場所 (敦賀市内1か所) 県内避難先:福井市立羽生小学校 (県外避難先:奈良県生駒市コミュニティセンター)	
	一時滞在者	一時集合場所		避難先	自宅等		
(原災法15条)で避難開始 全面緊急事態	一般住民※3	美浜町 787人 敦賀市 61人 合計 848人	一般住民の避難準備を開始	<美浜町から避難する者> 対象者 美浜町:787人 敦賀市:61人	美浜町避難先 県内避難先: おおい町立大飯中学校 (大野市富田公民館他2施設)	<ul style="list-style-type: none"> 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車が利用できない者は、福井県嶺南地方のバス会社等が保有する車両で避難。 	
一般住民	一時集合場所 (美浜町内4か所)	一時集合場所 (敦賀市内1か所)	敦賀市避難先 県内避難先: 福井市立羽生小学校 (県外避難先:奈良県生駒市コミュニティセンター)				

※1 施設敷地緊急事態要避難者及び避難の実施により健康リスクが高まる者。なお、PAZ内に医療機関、社会福祉施設、学校、保育所等はなし。
 ※2 「妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児の保護者等(乳幼児がいる世帯人数を計上)」「観光客等一時滞在者」「安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもので早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの」。
 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。
 ※4 放射線防護対策施設には、避難行動要支援者のほか、その支援者等が入る予定。

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	医療機関	福井県 1,821人 滋賀県 263人 岐阜県 (対象施設なし) 合計2,084人				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 滋賀県では、県の調整により受入施設を確保。
	社会福祉施設	福井県 3,168人 滋賀県 954人 岐阜県 (対象施設なし) 合計4,122人				<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 滋賀県では、県の調整により受入施設を確保。
	在宅の避難行動要支援者	福井県 8,479人 滋賀県 1,351人 岐阜県 7人 合計9,837人				<ul style="list-style-type: none"> 一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者には、福井県及び岐阜県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難所等を利用。
	学校・保育所・幼稚園等	福井県 34,018人 滋賀県 6,233人 岐阜県 (対象施設なし) 合計40,251人	対象施設 (272施設) 保護者引き渡し開始			<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。
	一般住民※2	福井県 227,021人 滋賀県 50,974人 岐阜県 49人 合計278,044人				<ul style="list-style-type: none"> 事前に設定している避難先へ一時移転等を実施。 自家用車や関係県等が準備したバス等により避難。

屋内退避の準備を開始

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。
 ※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

福井県及び滋賀県が、それぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

美浜地域の緊急時対応（概要版） ④半島部や中山間地域が孤立した場合の対応

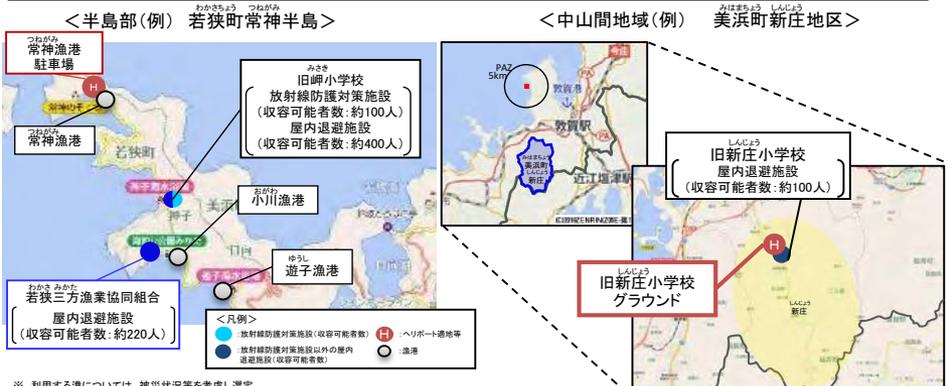
1. PAZ内の半島部（福井県美浜町、敦賀市）における対応

- PAZに該当する敦賀半島（美浜町・敦賀市）については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



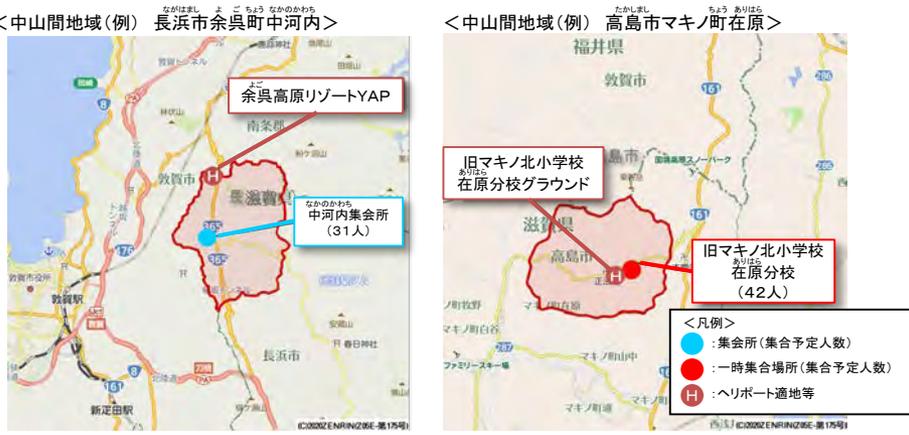
2. 福井県におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



3. 滋賀県におけるUPZ内の中山間地域における対応

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集会所や集会所等で屋内退避を行う。一時集会所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



4. 岐阜県におけるUPZ内の中山間地域における対応

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

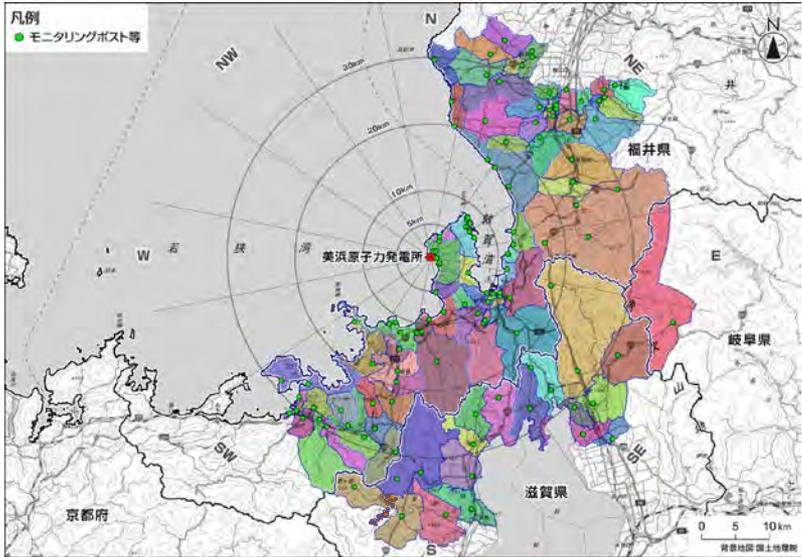


※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定。
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力に対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

美浜地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策

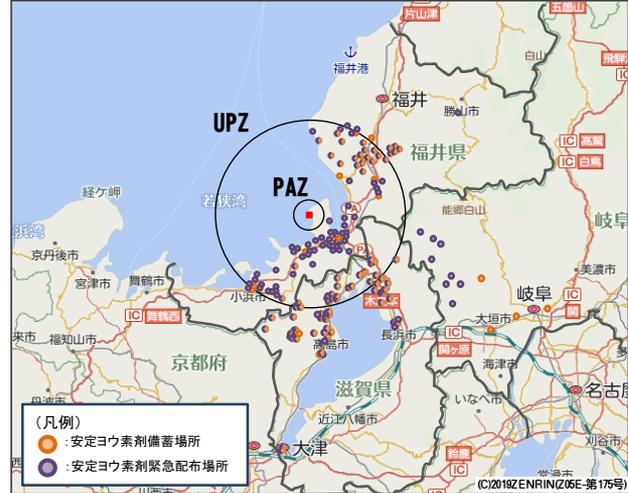
1. 美浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点111地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

福井県、滋賀県及び岐阜県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
緊急配布は関係県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合同所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所	
福井県	53箇所
滋賀県	135箇所
岐阜県	4箇所

県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施	
福井県	計 81箇所（一時集合同所等）
滋賀県	計 131箇所（一時集合同所等）
岐阜県	計 8箇所（一時集合同所等）

2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

福井県美浜町及び敦賀市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では令和2年4月現在、698人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地区	住民数 (人)	配布者数 (人)
美浜町 美浜東小学校区 (丹生・竹波・菅浜)	787	646
敦賀市 西浦地区 (白木1・2丁目)	61	52
合計	848	698

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

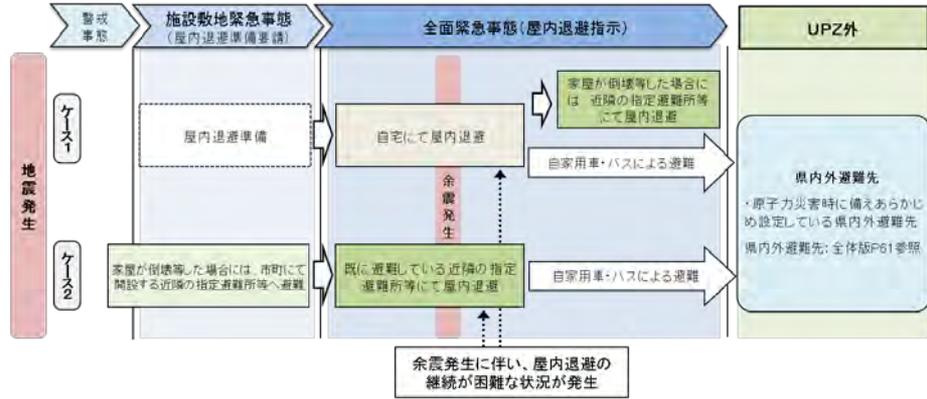
避難退域時検査は、県内及び県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



1. 自然災害等(地震※1)により屋内退避が困難となる場合の防護措置

- ▶ 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- ▶ その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- ▶ なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

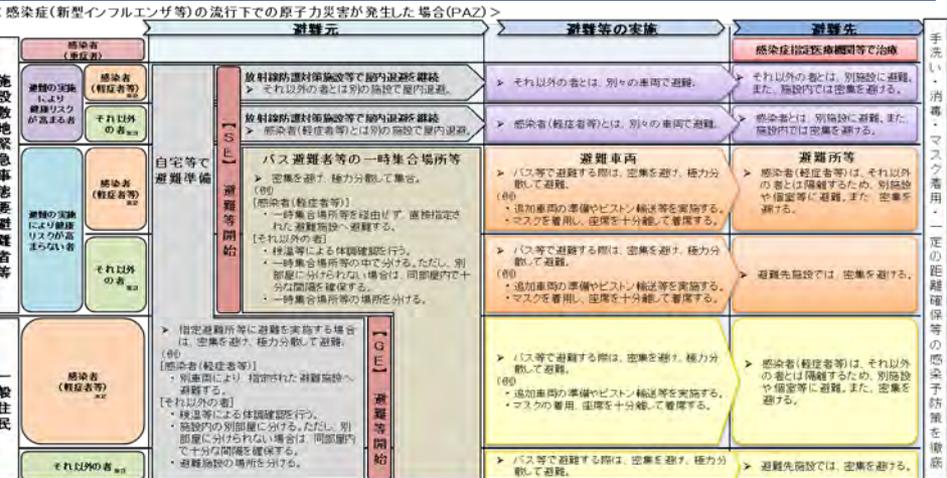
<屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。
 ※2 例、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

3. 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が一時移転を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者ととの分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

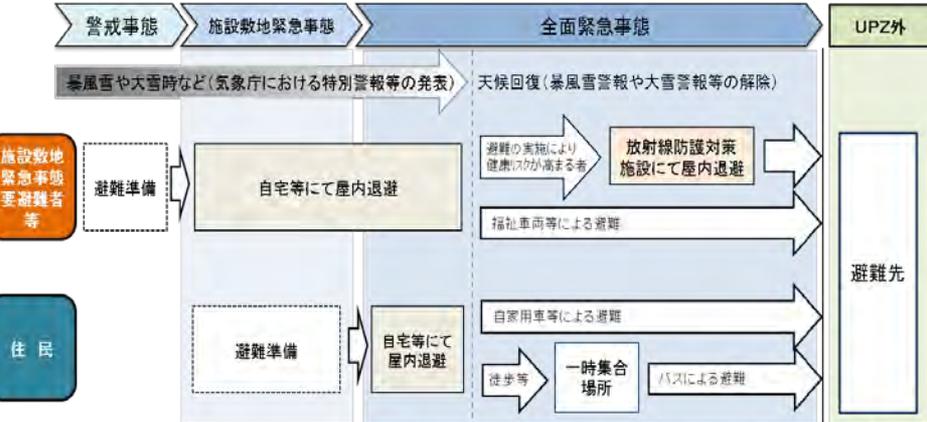


※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一項に定める新型コロナウイルス等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない重症化病後体保者及び軽症者等のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養中である場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

2. 暴風雪や大雪時などにおける防護措置

- ▶ 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- ▶ その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難一時移転等を実施。

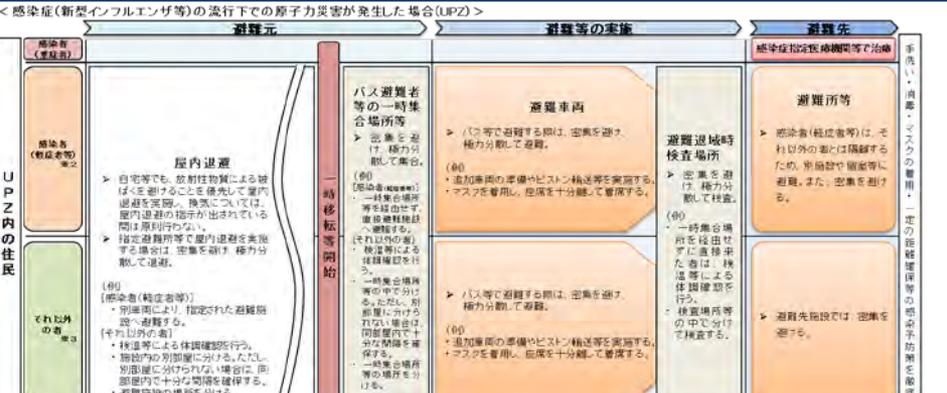
<全面緊急事態で天候が回復した場合(PAZの例)>



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。

4. 感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、UPZ内の住民が一時移転を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者ととの分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 自宅等屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町村が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。



※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法第二条第一項に定める新型コロナウイルス等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない重症化病後体保者及び軽症者等のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養中である場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。